

給与所得者 に重い負担

最近、保育料に関して次のような投書がありました。

「私の家は六十すぎの父と生人が勤めに出ており、私は家計を助けるために在宅して細々と内職をしていますが、子ども一人で約一万五千円の保育料を徴収されています。ところが近所のご家庭では、五十九歳のご夫婦は園芸をもらい、若夫婦もそろって働いているのに、子どももさう一人の保育料は一円万円ほどということで、どうしてそういうのか納得できません。六七十歳の老人の勤労收入は恩給扱いにしてもいいだと思います。」

「私たち夫婦共稼ぎですが、その費用と負担をぐって負担をめぐる」という文

章もさんを送りえています。方勤めがおわってから連れて帰るという毎日ですが、ある家庭では朝は九時頃夕方は三時半頃に自家用車で悠々と子どもさんを送りえています。

「どういうのに、私たちより保育料は安い。」

この投書のような話は時折り聞くことがありますし、こ

ういった実感や不満をお持ちの方も大分おられるよう

です。それが世帯の総所得が大きくなっています。

五歳以上であれば老齢者特別控除があり、所得としてみら

れる額がぐつと低くなるなど、それぞの世帯の所得や保育料が大きく違っています。

五歳以上でも、なにかに

つけられると、所得としてみら

れることがあります。

まだ若いため給料が安く、親児が、また近所の家の子どもが二人とも三歳以上児かどうか

か(③)若夫婦の働きが自営業かサラリーマンか(④)譲渡所得があつたかどうかなど

がありますし、(⑤)そのほか恩

給(年金)受給者がもし六十

歳になると、所得としてみら

れるには課税額によってきま

ります。それも世帯の総所得

が基礎となります。もし同じ

給与所得者で、所得も世帯の

条件もまったく同じであると

すれば、保育料に差がつくこ

ういう点があります。しかし、この投書のよう

比較される家庭の実態がよう

きりしない点として、(1)本人の子どもが二歳未満児か以上

は、収入ではなく所得――正確には課税額――によってきま

ります。それも世帯の総所得

が基礎となります。もし同じ

給与所得者で、所得も世帯の

条件もまったく同じであると

すれば、保育料に差がつくこ

ういう点があります。

なかなか家庭の実態がよう

きりしない点として、(1)本人

の条件は同一ではありません。

なかなか家庭の実態がよう

きりしない点として、(1)本人